

## 柏原市庁舎施設整備事業支援業務プロポーザル実施要項

柏原市庁舎施設整備事業支援業務プロポーザル実施要項（以下、「本要項」という。）は、柏原市庁舎施設整備事業支援業務を公募型プロポーザル方式による事業者選定のために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集の趣旨

柏原市庁舎施設整備事業支援業務（以下「本業務」という。）は、柏原市庁舎建設基本構想・基本計画を踏まえ、本市が求める機能や諸条件を余すことなく庁舎施設整備事業に反映するとともに、円滑に事業を進行させるため、本市が行う庁舎施設整備事業の設計・施工一括発注方式による発注支援から新庁舎建設工事の竣工までの業務に関して、直接的又は間接的な支援を委託するものであり、本市の方針や計画内容を十分に理解した上で、マネジメントを行うことができる高い技術力や豊富な経験を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより事業者を募集するものである。

### 第2 業務概要

#### 1 本業務の概要

- (1) 業務名 柏原市庁舎施設整備事業支援業務
- (2) 業務内容 発注・契約支援業務、基本設計・実施設計支援業務、工事監理支援業務  
その他詳細については、柏原市庁舎施設整備事業支援業務業務仕様書（以下「仕様書」という。）参照
- (3) 委託料 上限70,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
平成30年度予算計上額26,600,000円  
平成31,32,33年度予算予定額43,400,000円
- (4) 履行期限 平成33年6月30日

#### 2 柏原市庁舎施設整備事業の概要

- (1) 事業名称 柏原市庁舎施設整備事業
- (2) 事業内容 現庁舎敷地内に教育センターの解体撤去後、新庁舎を建設し、同時に別館庁舎の改修を行う。現庁舎の機能移転後に現庁舎の解体撤去を行い、駐車場を含む外構整備を行う。
- (3) 建設場所 柏原市安堂町957番3、957番5、957番6、957番7、529番2、529番3（現庁舎、教育センター、別館等敷地）
- (4) 構造 耐震構造
- (5) 規模 新築する庁舎：延床面積約8,500㎡  
改修等を行う別館庁舎：延床面積約2,000㎡
- (6) 概算事業費 約45億8千万円
- (7) 予定工期 平成33年10月31日（想定）  
ただし、新庁舎建設と別館改修の完成目標は平成33年3月31日
- (8) その他 柏原市庁舎建設基本構想・基本計画を参照

### 第3 募集要領

#### 1 選定方針

「柏原市庁舎施設整備事業支援業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において、提案内容、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査を行って、業務委託の候補者となる事業者を選定する。

委員会の審査結果において、評価の最も高い提案者を業務委託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者とする。

#### 2 スケジュール

	項目	期日等
1	公告（公募開始）	平成30年 7月 2日（月）
2	質問受付開始	平成30年 7月 2日（月）
3	質問受付終了	平成30年 7月 6日（金）正午まで
4	質問回答（最終更新）	平成30年 7月10日（火）
5	参加表明書の受付締切	平成30年 7月12日（木）
6	業務提案書提出要請書の送付	平成30年 7月17日（火）
7	業務提案書の受付開始	平成30年 7月18日（水）
8	業務提案書の受付終了	平成30年 7月26日（木）正午まで
9	プレゼンテーション参加要請書の送付	平成30年 7月27日（金）
10	プレゼンテーション審査	平成30年 7月31日（火）
11	結果通知	平成30年 8月 2日（木）
12	契約締結	平成30年 8月上旬（予定）

#### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の①から⑩までの条件をすべて満たす単体企業とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- ③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ④参加表明書提出時点において、柏原市入札参加有資格業者停止要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書提出から選定結果の通知の日までの間に、柏原市入札参加有資格業者停止要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けたものは失格とする。

- ⑤柏原市暴力団排除条例（平成25年条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- ⑥柏原市暴力団排除条例（平成25年条例第27号）第9条に基づく入札等排除措置を受けていないものであること。
- ⑦次の（ア）又は（イ）のコンストラクション・マネジメント業務を受託した者であること。ただし、⑧に規定する工事に係るコンストラクション・マネジメント業務を実績の対象とする。
- （ア）設計者選定・設計・発注・施工の各段階（2002年 国土交通省『CM方式活用ガイドライン』参照）のいずれかにおいて、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立った設計者の選定支援、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などを行う業務
- （イ）日本コンストラクション・マネジメント協会発行『CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2009年6月改訂版）』に記載の基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、工事段階のいずれかにおいて、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立った設計者の選定支援、設計の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などを行う業務
- ⑧次の（ア）又は（イ）の工事に係るコンストラクション・マネジメント業務を実績の対象とする。
- （ア）同種業務
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人が発注する工事で、延床面積3,000㎡以上の建築物（事務所機能が含まれるものに限る。）の新築、増築、改築に係るコンストラクション・マネジメント業務のうち、平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書の提出日までに完了している業務を対象とする。
- （イ）類似業務
- 事務所等又は平成21年国土交通省告示第15号別添2による建築物の類型4から12のうちの第2類に該当し、延床面積3,000㎡以上の建築物（事務所機能が含まれるものに限る。）の新築、増築、改築に係るコンストラクション・マネジメント業務のうち、平成20年4月1日以降に発注され、参加表明書提出日までに完了している業務を対象とする。
- ⑨CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー）が2名以上所属していること。
- ⑩建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。

#### 4 本業務の受注者への制限

本業務の受注者及びその関連企業（※会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定

する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注する柏原市庁舎施設整備事業に関する設計業務及び工事の受注者となることはできない。

## 5 業務実施上の条件

### ①業務の再委託

契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。

### ②管理技術者の資格及び実績

本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。また、管理技術者は、CCMJ（日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネジャー）及び一級建築士の資格を有し、いずれかのコンストラクション・マネジメント業務において、発注者の業務支援を行うCCMJとして、第3募集要領、3参加資格要件、⑧に規定する同種業務又は類似業務（以下「同種業務等」という。）の実績がある者であること。

### ③コンストラクション・マネジメント業務を担当する各分野の主任担当者の資格及び実績

#### （ア）建築（総合）

CCMJの資格又は一級建築士の資格を有する者で、同種業務等のコンストラクション・マネジメント業務に携わった実績があること。

#### （イ）建築（構造）

CCMJの資格、構造設計一級建築士又は一級建築士のいずれかの資格を有する者であること。

#### （ウ）電気設備

CCMJの資格、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有する者であること。

#### （エ）機械設備（給排水衛生・空調換気）

CCMJの資格、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有する者であること。

#### （オ）建設コスト管理

CCMJの資格、建築コスト管理士又は建築積算士のいずれかの資格を有する者であること。

#### （カ）工事施工計画

CCMJの資格又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。

### ④管理技術者は建築（総合）主任担当者との兼務を認める。

⑤各業務主任担当者は、各業務分野に配置する者とする。ただし、建設コスト管理主任担当者、及び工事施工計画主任担当者については、業務に支障をきたさない範囲において、他の主任担当者との兼務を認めるが、一人の主任担当者が建設コスト管理主任担当者として工事施工計画主任担当者の両方を兼務することは認めない。

## 6 実施要項、資料類の配布

### ①実施要項等の配布

- ア 配布期間 平成30年7月2日（月）から  
イ 配布方法 実施要項、仕様書及び各様式は、柏原市ウェブサイトの「総務部 庁舎整備室」内の本プロポーザルに係るページから、必要に応じてダウンロードし、使用すること。

#### 第4 プロポーザルの手続き

##### 1 実施要項等に関する質疑の受付及び回答

###### ①受付期間

平成30年7月2日（月）から平成30年7月6日（金）正午まで

###### ②提出方法

質疑書（様式2）に記入し、メールにて提出すること。

また、送信後、開庁時間内に電話で着信確認を行うこと。

###### ③提出先

柏原市総務部庁舎整備室

住所 柏原市安堂町1番55号

電話 072-920-7175（直通）

FAX 072-971-5089【要着信確認】

Email choshaseibi@city.kashiwara.osaka.jp【要着信確認】

###### ④質疑回答

質疑に対する回答は一括してとりまとめ、平成30年7月10日（火）に柏原市ウェブサイト内の本プロポーザルに係るウェブページにて掲載する。

【留意点1】質問のあった事業者名は公表しない。

【留意点2】回答内容は、本要項及び業務仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。

##### 2 参加表明書及び業務提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で参加表明書及び業務提案書等を提出すること。

###### (1) 参加表明書の提出

###### ①提出期間

平成30年7月2日（月）から平成30年7月12日（木）まで

###### ②提出方法

提出書類は、持参のみとする。

受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

###### ③提出場所

本要項 第4プロポーザルの手続き 1③提出先に同じ

###### ④提出書類

- ・様式1 参加表明書
- ・参加表明書添付書類（別添）参加表明書添付書類一覧に記載している各書類
- ・様式3 参加者に所属する技術者数及び有資格者数
- ・様式4 参加者の同種・類似業務実績
- ・様式5-1 管理技術者の経歴等

- ・様式5-2～7 各業務主任担当者の経歴等

【留意点】様式3～様式5-7については、各様式に参加資格要件を確認できるもの  
他、参加者や技術者の資格や実績を確認できる資料を添付すること。

また、管理技術者及び各業務主任担当者については、参加者との雇用関係を  
証明する参考資料（健康保険証の写し等）を添付すること。

## (2) 業務提案書等の提出

### ①提出期間

平成30年7月18日（水）から平成30年7月26日（木）正午まで

### ②提出方法

提出書類は、持参のみとする。

受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

### ③提出場所

本要項 第4プロポーザルの手続き 1③提出先に同じ

### ④提出書類 以下の様式及び添付資料を提出すること。

- ・様式6-1 業務提案書
- ・様式6-2 業務実施方針
- ・様式6-3 テーマ別業務提案
- ・見積書及びその内訳（自由様式）

【留意点】見積金額については、平成30年度から平成33年度までの合計金額（消費  
税等込み）を記載すること。併せて各年度の金額についても明示し、各年度の  
積算根拠となる内訳明細書等を添付すること。

## (3) 提出部数

社名記名・押印有り1部、社名無記名・押印なし10部

ただし、「参加表明書添付書類」「参考資料」「見積書及びその内訳」の提出部数は、社  
名記名・押印有り1部とする。

## (4) 作成要領

提出する様式の規格はA4版とする。ただし、「参考資料」については、A4版又はA  
3版とする。なお、複数提案は認めないので、2つ以上の提案を提出された場合は、失  
格とする。

## 3 参加資格審査

提出された参加表明書等による提出書類を基に資格審査を実施し、資格適合者には業務  
提案書提出要請書を発送する。

## 4 提案書等の作成上の留意事項

### ①参加表明書（様式1）

代表者印を押印の上、提出すること。添付書類は、別添「参加表明書添付書類一覧」  
を確認し、必要な書類を添付すること。

### ②参加者に所属する技術者数及び有資格者数（様式3）

各担当業務分野におけるそれぞれの技術職員数・資格について記入すること。なお、対象とする資格はCCMJ他、様式3による。

③同種業務等の実績（様式4）

本要項 第3募集要領 3参加資格要件⑦、⑧の業務実績を5件以内で記入すること。複数の実績がある場合は、公共工事の実績を優先し、かつ、担当業務の種類が多いものから順に記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるものの他、用途・規模・構造が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。

④管理技術者及び各業務主任担当者の経歴等（様式5-1～様式5-7）

本業務を担当する管理技術者及び各業務主任担当者について、次に従い記入すること。

ア 資格

資格の種類は、様式に記載された資格について記入すること。

イ 同種業務等の実績

前記「③同種業務等の実績」による。様式5-6及び様式5-7の担当区分においては、他の業務主任担当者と兼務する場合は、兼務する分野を記入すること。

⑤業務提案書（様式6-1～様式6-3）

ア 業務提案書（様式6-1）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 業務実施方針（様式6-2）

業務実施方針には以下の内容を記載すること。

- 1) 本業務に対する提案者の取り組み方針と体制
- 2) 各業務担当チームの特徴
- 3) 業務上の配慮する事項（提案を求めているテーマを除く。）

ウ テーマ別業務提案（様式6-3）

業務提案のテーマは以下のとおりとする。なお、テーマ別業務提案等の作成にあたっては、柏原市庁舎施設整備事業や柏原市の特性を十分に理解した上で行うこと。

【テーマ1】 本事業におけるマネジメント手法について

【テーマ2】 発注者体制の支援方策について

別のテーマ欄に記載されている場合、評価の対象としない。また、ページが超過した場合も評価の対象としない。

エ 注意事項

- 1) 様式6-2、6-3（各テーマ毎）は各A3版片面2枚以内で簡潔にまとめること。
- 2) 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは、原則10.5ポイント以上（図表中を除く）とすること。文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、別添の参考資料は認めない。基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。
- 3) 業務実施方針及びテーマ別業務提案には、提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は用いないこと。
- 4) 業務提案書の作成及び提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

⑥見積書

## ア 見積金額

平成30年度から平成33年度までの3業務の合計金額（消費税等込み）を記載すること。併せて各年度それぞれの金額についても明示し、各年度の積算根拠となる内訳を記載すること。（業務期間は下記を想定している。）なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、税率は8%で計算すること。

3業務とは、設計・施工一括発注方式による公募型プロポーザルを予定している柏原市庁舎施設整備事業において、以下の支援業務である。

- 1) 設計・施工者選定支援業務（平成30年度）（H30.8～H30.12）
- 2) 基本設計・実施設計支援業務（平成30年度・31年度）（H30.12～H31.9）
- 3) 工事監理支援業務（平成31年度・32年度・33年度）（H31.10～H33.6）

【留意点1】見積金額が、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

【留意点2】見積金額が、本要項 第2業務概要 1（3）委託料の上限を超えているものは失格とする。

## ⑦提出書類作成上の注意事項（共通）

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない。

## 5 評価基準

別に定める「柏原市庁舎施設整備事業支援業務プロポーザル評価要領」による。

## 6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法

### ①プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された業務提案書の内容と、業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア プレゼンテーション等の出席者は、本業務を担当する管理技術者、建築（総合）を必須とし、その他各業務主任担当者の中から選出した計4名以内とする。

イ プレゼンテーション等の日程（時刻）や場所等については、別途、メール及び書面で通知する。

ウ プレゼンテーション等は、提出された業務提案書の内容に基づいて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。

エ プレゼンテーションの持ち時間は20分、その後に審査委員からのヒアリングを10分予定している。詳細は別途プレゼンテーション参加要請書にて通知する。

オ プレゼンテーション等に参加しない場合は、審査の対象としない。

### ②審査方法及び結果の通知

事務局が算定する客観評価による評価点と、委員会による業務提案及びプレゼンテーション等の評価点を踏まえ、最も評価の高い提案者を業務委託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者に選定し、候補者として特定した旨の通知を行う。また、候補者とならなかったプレゼンテーション等の参加者にも、審査結果をメール及び書面で通



知する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、業務委託候補者として認めないものとする。

なお、この審査に対する異議申し立てはできないものとする。

### ③1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、審査の評価点の合計が、満点の6割に満たない場合には、業務委託候補者として認めないものとする。

### ④失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

ア 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合

イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

ウ その他、本要項に違反すると認められた場合

エ 委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

カ 選定結果の通知の日から契約締結までの間に、柏原市入札参加有資格業者停止要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた場合

## 第5 契約・その他

### 1 業務委託契約

#### ①契約の締結

業務委託候補者として選定された者と契約交渉を行ったうえで、業務委託候補者が特定通知を受けた日から5日以内に契約手続きを行う。ただし、この者が、契約締結までの間に本要項 第4プロポーザルの手続き 6④の失格に該当すると認める場合、若しくは何らかの事故等により契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

#### ②契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、原則として本業務仕様書及び提案書等に定める内容とし、業務委託候補者と提案内容や諸条件について、協議の上、契約を締結する。

ただし、提案された事項が全て業務内容に反映されるとは限らない。

#### ③契約金額

本要項 第2業務概要 1 (3) 委託料に定める金額以内とする。

### 2 その他

提出書類の取り扱いについて、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、柏原市は、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、柏原市情報公開条例（平成12年条例第23号）に基づき、参加表明書及び技術提案書等を公開することがある。

なお、提案書は返却しない。

以上